

運用改善を目的とした規則改正及び 施設整備マニュアルの改正の検討について

1 概要

平成 24 年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなってきました。

運用課題の改善を目的として、平成 29 年の横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」）において規則等の改正を行いたい旨をお伝えしましたが、設計標準の改正に伴う施設整備マニュアルの改正や、バリアフリー法の改正に伴う規則の改正が必要となったため、その対応を優先的に行いました。

このたび、これらの対応が終わり、運用課題の改善の方向性について一定の整理ができたため、専門委員会で検討を進めます。

<福祉のまちづくり条例 検討経過及び今後のスケジュール>

	平成29年				平成30年度				令和元年度(平成31年度)						令和2年度			令和3年度									
	12月	8月	...	10月	...	12月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...	2月	...	12月	1月	...	4月	...	6月	
運用改善を目的とした規則改正及び施設整備マニュアルの改正の検討															今回			専門委員会で検討			推進会議				★規則改正		★マニュアル改正
バリアフリー法改正等に伴うホテル又は旅館の客室の基準及び施設整備マニュアルの改正 ・ 11 ホテル又は旅館の客室								推進会議		専門委員会で検討		推進会議		意見公募	専門委員会	★規則改正											
平成29年3月の設計標準の改正に伴う施設整備マニュアルの改正 ・ 9 便所 ・ 10 浴室、シャワー室又は更衣室 ・ 11 ホテル又は旅館の客室 ・ 12 客席及び舞台 等	推進会議																		★増補版発行								

2 課題例

- 小規模な増築等の際に、改修の対象としていない既存便所に対して全ての便所に関する基準（指定施設整備基準、建築物移動等円滑化基準）が適用される。
（例：学校の備蓄倉庫の増築）
- 既存の施設を活用し、用途変更で設置する小規模福祉施設については、全ての施設に指定施設整備基準、建築物移動等円滑化基準が適用されるが、既存施設を適合させることが構造上困難であり、施設開設のスケジュールに影響が出ることがある。
（例：小規模多機能型居宅介護事業の施設）
- 風営法第 22 条で 18 歳未満が入店禁止の 1000 m²以上のパチンコ店（条例の区分では遊技場）に子育て設備の規定が適用される。
- 車椅子利用者用駐車施設に関する基準が、平置きの駐車施設を想定しており、路面への国際シンボルマークの塗布など、機械式駐車施設に対応した基準となっていない。
- 全ての便所に関する基準のうち、洗面台の鏡の基準及び小便器前の空間の確保について、体格や介助の実態が異なる保育園等の乳幼児用便所にも適用される。
- 表示板について、交付件数が少ない。